

監 査 第 5 3 号
平成 26 年 8 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬 様

三重県監査委員 福 井 信 行

三重県監査委員 中 嶋 年 規

三重県監査委員 森 野 真 治

三重県監査委員 田 中 正 孝

平成 25 年度三重県公営企業会計資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条
第1項の規定に基づき、平成26年7月30日付け総務第07-61号で審査に付された、
平成25年度三重県公営企業会計に係る資金不足比率及び証拠書類を審査した
結果、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 25 年度三重県公営企業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

平成 25 年度三重県公営企業会計の資金不足比率の審査にあたっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼をおき、審査を行った。

2 審査の結果

(意見)

審査に付された下記資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められ、資金不足は発生していない。

記

【資金不足比率】

会計名	平成 25 年度	(参考) 経営健全化基準
水道事業会計	－%	20%
工業用水道事業会計	－%	20%
電気事業会計	－%	20%
病院事業会計	－%	20%

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

<参考>

【資金剰余额】

会計名	資金剰余额
水道事業会計	15,443,320 千円
工業用水道事業会計	12,261,227 千円
電気事業会計	2,721,450 千円
病院事業会計	394,260 千円

※ 千円未満を四捨五入した概数。